



# 愛媛県報

令和7年12月23日金曜日 第673号外1

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇  
条 例

○ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	.....(人事課) 1
○ 愛媛県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例	.....(私学文書課) 48
○ 愛媛県公告式条例の一部を改正する条例	.....( 〃 ) 48
○ 愛媛県手数料条例の一部を改正する条例	.....(財政課) 49
○ 住民基本台帳法施行条例及び愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	.....(市町振興課) 51
○ 愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	.....(医療対策課) 53
○ 教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	.....(義務教育課) 54

条 例

○愛媛県条例第40号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年12月23日

愛媛県知事 中村時広

**職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例**

(職員の給与に関する条例の一部改正)

**第1条** 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(通勤手当)</p> <p><b>第10条</b> 省略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」と総称する。)のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員並びに第10条の3の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22,800円</u></p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25,900円</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p><b>第10条</b> 省略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」と総称する。)のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員並びに第10条の3の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,700円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,000円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>17,300円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>19,600円</u></p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>21,900円</u></p>

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円  
 サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円  
 シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円  
 ス 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 38,700円  
 セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42,200円  
 ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45,700円  
 タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49,200円  
 チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52,700円  
 ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56,200円  
 テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59,600円  
 ト 使用距離が片道95キロメートル以上である職員 63,000円

## (3) 省略

3~6 省略

(特地勤務手当等)

**第11条の3 省略**

2 新たに \_\_\_\_\_給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

3 省略

(初任給調整手当)

**第18条の4** 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額417,600円
- (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額52,100円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 24,200円  
 サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 26,500円  
 シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 28,800円  
 ス 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 31,100円  
 セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 33,400円  
 ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 35,700円  
 タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 38,000円  
 チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 40,300円  
 ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 42,600円  
 テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 44,900円  
 ト 使用距離が片道95キロメートル以上である職員 47,200円

## (3) 省略

3~6 省略

(特地勤務手当等)

**第11条の3 省略**

2 国家公務員等であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

3 省略

(初任給調整手当)

**第18条の4** 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額416,600円
- (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額51,600円

(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額51,300円

(4) 省略

2・3 省略

(期末手当)

#### 第19条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第19条の4において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の107.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 省略

(勤勉手当)

#### 第19条の4 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員  
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5（特定幹部職員にあつては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3～5 省略

(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額50,800円

(4) 省略

2・3 省略

(期末手当)

#### 第19条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第19条の4において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 省略

(勤勉手当)

#### 第19条の4 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員  
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 省略

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

## 行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
	1	197,013	243,500	278,013	311,720	334,662	369,074	423,308	474,825	528,556
	2	198,120	244,808	279,019	313,230	336,473	370,784	425,220	480,158	535,298
	3	199,328	246,217	280,025	314,638	338,284	372,394	427,131	485,089	540,430
	4	200,435	247,625	281,031	316,047	339,994	374,004	428,943	489,717	544,656
	5	201,541	249,034	282,037	317,456	341,705	375,614	430,754	493,742	548,077
	6	203,252	250,443	283,044	318,562	343,416	377,425	432,565	497,163	551,296
	7	204,862	251,851	283,949	319,569	345,126	378,934	434,376	500,081	554,214
	8	206,472	253,260	284,955	320,776	346,736	380,544	436,187	502,596	556,730
	9	207,981	254,669	285,962	321,984	348,346	381,852	437,797	504,609	558,742
	10	209,692	255,876	286,968	323,593	350,056	383,462	439,306		
	11	211,302	257,184	287,974	325,203	351,767	385,072	440,816		
	12	212,911	258,492	288,980	326,813	353,377	386,582	442,325		
	13	214,421	259,700	289,986	328,222	354,886	388,493	443,834		
	14	216,131	260,907	291,294	329,832	356,496	390,405	445,142		
	15	217,842	262,115	292,602	331,442	358,106	392,317	446,450		
	16	219,552	263,322	293,810	333,052	359,615	394,128	447,658		
	17	220,760	264,429	295,017	334,460	361,024	395,637	448,865		
	18	222,370	265,536	296,325	336,171	362,735	397,449	450,173		
	19	223,980	266,643	297,533	337,781	364,345	399,159	451,481		
	20	225,489	267,749	298,740	339,391	365,954	400,769	452,689		
	21	226,998	268,655	299,746	340,799	367,061	402,480	453,896		
	22	228,608	269,661	300,954	342,510	368,571	403,888	454,701		
	23	230,218	270,667	302,161	344,221	370,080	405,297	455,506		
	24	231,828	271,674	303,469	345,830	371,589	406,706	456,311		
	25	233,438	272,680	304,777	347,038	373,300	408,114	456,915		
	26	235,148	273,585	305,784	348,950	375,111	409,322	457,519		
	27	236,457	274,390	306,790	350,660	376,721	410,529	458,122		
	28	237,765	275,296	307,796	352,270	378,431	411,535	458,726		
	29	239,073	276,101	308,903	353,779	379,840	412,642	459,430		
	30	240,179	276,906	310,110	355,389	381,148	413,850	460,235		
	31	241,286	277,711	311,217	356,999	382,356	414,956	460,638		
	32	242,393	278,415	312,425	358,609	383,764	416,063	461,342		

	33	243,500	279,119	313,531	360,320	384,871	416,768	461,845		
	34	244,405	279,924	314,839	362,131	385,777	417,472	462,248		
	35	245,311	280,729	316,148	363,942	386,783	418,076	462,650		
	36	246,317	281,333	317,456	365,753	387,789	418,780	463,053		
	37	247,323	282,037	318,663	367,263	388,594	419,384	463,455		
	38	248,229	282,842	319,971	368,671	389,500	419,987	463,757		
	39	249,135	283,547	321,279	370,080	390,405	420,490	464,059		
	40	249,940	284,251	322,587	371,489	391,210	420,893	464,361		
	41	250,745	284,955	323,895	372,998	392,015	421,295	464,663		
	42	251,449	285,660	325,103	373,803	392,820	421,497	464,965		
	43	252,053	286,364	326,411	374,708	393,625	421,799	465,266		
	44	252,656	287,068	327,518	375,715	394,329	422,100	465,568		
	45	253,361	287,773	328,423	376,620	395,034	422,402	465,870		
	46	253,964	288,376	329,731	377,727	395,738	422,704			
	47	254,568	289,081	331,039	378,633	396,442	423,006			
	48	255,172	289,684	332,347	379,639	397,147	423,308			
	49	255,675	290,389	333,454	380,544	397,650	423,509			
	50	256,279	290,993	334,762	381,249	398,253	423,811			
	51	256,882	291,697	335,970	381,953	398,857	424,012			
	52	257,385	292,401	337,177	382,557	399,562	424,314			
	53	257,788	292,904	338,485	382,959	399,964	424,515			
	54	258,190	293,508	339,491	383,563	400,568	424,817			
	55	258,492	294,112	340,598	384,167	401,171	425,119			
	56	258,794	294,816	341,705	384,871	401,675	425,421			
	57	259,096	295,420	342,409	385,173	402,077	425,622			
	58	259,398	296,024	343,315	385,877	402,681	425,924			
	59	259,700	296,627	344,019	386,582	403,284	426,226			
定年 前再	60	260,002	297,332	344,824	387,185	403,788	426,427			
任用	61	260,303	297,935	345,629	387,487	404,190	426,628			
短時	62	260,605	298,539	346,032	387,990	404,693	426,930			
間勤	63	260,907	299,042	346,535	388,594	405,196	427,232			
務職	64	261,209	299,545	347,239	389,198	405,800	427,433			
員以	65	261,511	300,048	348,044	389,500	406,102	427,635			
外の 職員	66	261,813	300,652	348,748	390,103	406,504	427,936			
	67	262,115	301,155	349,453	390,808	406,806	428,238			
	68	262,416	301,759	350,056	391,411	407,209	428,439			
	69	262,718	302,161	350,560	391,814	407,511	428,641			

70	263,020	302,664	351,163	392,317	407,812	428,943					
71	263,322	303,168	351,666	392,921	408,114	429,244					
72	263,624	303,771	352,270	393,424	408,315	429,446					
73	263,926	304,274	352,572	393,927	408,517	429,647					
74	264,228	304,677	353,075	394,531	408,819						
75	264,529	304,979	353,377	394,933	409,120						
76	264,831	305,281	353,779	395,235	409,322						
77	265,133	305,482	354,182	395,637	409,523						
78	265,435	305,784	354,685	396,140	409,825						
79	265,737	305,985	355,188	396,543	410,127						
80	266,039	306,287	355,691	396,945	410,328						
81	266,341	306,488	355,993	397,348	410,529						
82	266,643	306,689	356,396	397,851	410,831						
83	266,944	306,991	356,798	398,253	411,133						
84	267,246	307,192	357,201	398,656	411,334						
85	267,548	307,494	357,502	398,958	411,535						
86	267,850	307,695	357,905	399,461							
87	268,152	307,997	358,307	399,863							
88	268,454	308,299	358,710	400,266							
89	268,756	308,601	358,911	400,568							
90	269,057	308,903	359,314	401,071							
91	269,359	309,205	359,716	401,473							
92	269,661	309,507	360,118	401,876							
93	269,963	309,708	360,320	402,178							
94		309,909	360,622								
95		310,211	361,024								
96		310,613	361,326								
97		310,815	361,628								
98		311,117	362,030								
99		311,418	362,433								
100		311,821	362,835								
101		312,022	363,338								
102		312,324	363,741								
103		312,626	364,143								
104		312,928	364,546								
105		313,129	365,049								
106		313,431	365,451								

		313,733	365,753						
	107								
	108		314,035	366,055					
	109		314,236	366,458					
	110		314,538						
	111		314,940						
	112		315,242						
	113		315,443						
	114		315,644						
	115		315,946						
	116		316,349						
	117		316,550						
	118		316,751						
	119		317,053						
	120		317,355						
	121		317,657						
	122		317,858						
	123		318,160						
	124		318,462						
	125		318,764						
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料 月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		201,541	229,212	271,170	291,898	307,595	333,957	377,123	411,737
									465,266

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第3項に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

## 公 安 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	226,998	248,128	271,271	310,110	346,233	367,967	399,159	435,785	482,774
	2	229,413	250,342	273,183	311,117	347,742	369,677	400,870	437,395	488,811
	3	231,828	252,556	275,296	312,022	349,151	371,388	402,480	438,904	493,742
	4	234,243	254,769	277,409	312,928	350,660	372,998	404,190	440,413	497,968
	5	236,557	256,983	279,421	313,531	352,170	374,608	405,699	441,923	501,993
	6	238,972	258,995	280,729	314,236	353,578	376,318	407,309	443,532	505,414
	7	241,387	261,008	282,037	314,839	354,886	377,928	408,919	444,941	508,332
	8	243,601	262,819	283,345	315,544	356,194	379,438	410,529	446,350	510,847
	9	245,814	264,630	284,653	316,148	357,502	380,947	412,038	447,457	513,061
	10	247,927	266,341	285,962	316,852	359,112	382,557	413,648	448,865	
	11	250,040	268,051	287,169	317,556	360,722	384,167	415,258	450,375	
	12	252,053	269,460	288,376	318,160	362,332	385,777	416,868	451,884	
	13	253,964	270,869	289,584	318,864	363,741	387,387	418,377	453,192	
	14	255,977	272,680	290,590	319,569	365,351	388,996	420,390	454,903	
	15	257,989	273,988	291,596	320,172	366,860	390,606	422,402	456,512	
	16	259,599	275,396	293,005	320,977	368,369	392,216	424,415	458,122	
	17	261,209	276,805	294,112	321,682	369,879	393,826	425,924	459,531	
	18	262,718	278,013	295,219	322,487	371,489	395,436	427,635	461,242	
	19	264,228	279,220	296,325	323,493	372,998	397,046	429,244	462,952	
	20	265,737	280,327	297,432	324,298	374,507	398,656	430,955	464,562	
	21	267,246	281,635	298,640	325,203	376,016	400,165	432,565	465,971	
	22	268,756	282,742	299,243	326,411	377,626	401,775	434,074	466,675	
	23	270,265	283,949	299,746	327,719	379,236	403,486	435,583	467,379	
	24	271,774	285,056	300,350	329,027	380,846	405,196	436,992	468,084	
	25	273,283	286,364	300,753	330,234	382,255	406,907	438,200	468,486	
	26	274,491	287,672	301,356	331,744	383,965	408,919	439,709	468,989	
	27	275,698	288,880	301,860	333,052	385,676	410,730	441,218	469,593	
	28	276,906	290,087	302,363	334,058	387,286	412,642	442,627	470,197	
	29	278,113	290,993	302,765	334,963	388,896	414,353	444,136	470,800	
	30	279,220	291,999	303,369	336,171	390,506	415,761	445,444	471,505	
	31	280,327	293,106	303,872	337,278	392,116	416,969	446,652	472,008	
	32	281,434	294,112	304,375	338,385	393,726	418,277	447,859	472,511	

	33	282,742	295,319	304,878	339,491	395,436	419,283	448,865	473,014	
	34	284,050	295,923	305,482	340,699	397,449	420,390	449,570	473,316	
	35	285,257	296,527	305,884	341,906	399,461	421,396	450,274	473,618	
	36	286,565	297,130	306,287	342,912	401,473	422,402	450,978	474,020	
	37	287,471	297,533	306,790	344,019	403,184	423,509	451,481	474,322	
	38	288,477	298,137	307,394	345,227	404,894	424,616	451,884	474,523	
	39	289,584	298,740	307,997	346,434	406,404	425,723	452,286	474,825	
	40	290,691	299,243	308,500	347,642	407,913	426,830	452,588	475,027	
	41	291,898	299,646	309,104	348,748	409,120	428,037	452,890	475,328	
	42	292,502	300,250	309,808	349,855	410,127	428,842	453,192	475,530	
	43	293,106	300,853	310,513	351,063	411,133	429,647	453,494	475,731	
	44	293,609	301,356	311,117	352,270	412,139	430,251	453,796	475,932	
	45	294,011	301,759	311,720	353,377	413,145	430,754	453,997	476,335	
	46	294,514	302,262	312,525	354,685	414,252	431,458	454,299		
	47	295,017	302,765	313,330	355,892	415,359	432,162	454,601		
	48	295,520	303,268	314,035	357,100	416,466	432,766	454,802		
	49	295,923	303,771	314,839	358,307	417,774	433,470	455,104		
	50	296,426	304,274	315,846	359,615	418,579	433,873	455,406		
	51	296,929	304,878	316,852	360,923	419,384	434,477	455,707		
	52	297,432	305,381	317,858	362,232	419,987	435,080	456,009		
	53	297,935	305,985	318,864	363,137	420,490	435,483	456,211		
	54	298,539	306,589	319,971	364,445	421,195	435,885	456,512		
	55	298,942	307,293	320,977	365,653	421,799	436,388	456,714		
	56	299,344	307,897	321,984	366,860	422,503	436,892	457,016		
	57	299,847	308,500	322,990	367,967	422,805	437,395	457,217		
	58	300,350	309,305	324,097	369,275	423,509	437,898	457,519		
	59	300,853	310,110	325,203	370,684	424,213	438,300	457,821		
	60	301,256	310,815	326,310	372,092	424,717	438,703	458,022		
	61	301,759	311,620	327,115	373,400	425,119	439,105	458,223		
	62	302,161	312,425	328,222	374,910	425,521	439,407	458,525		
	63	302,664	313,230	329,329	376,419	426,025	439,709	458,827		
	64	303,067	314,135	330,436	377,828	426,528	440,011	459,129		
	65	303,570	314,940	331,341	379,035	427,031	440,212	459,330		
	66	304,073	315,745	332,448	380,444	427,433	440,514	459,632		
	67	304,476	316,550	333,555	381,752	427,936	440,816	459,934		
定年 前再 任用	68	304,878	317,355	334,662	383,160	428,439	441,017	460,235		
	69	305,381	318,261	335,668	384,267	428,943	441,218	460,437		

短時	70	305,784	319,066	336,775	385,475	429,446	441,520	460,738			
間勤	71	306,186	319,971	337,982	386,682	430,049	441,822	461,040			
務職	72	306,689	320,877	339,190	387,890	430,552	442,023	461,342			
員以											
外の	73	307,192	321,480	339,894	389,198	430,955	442,224	461,543			
職員	74	307,695	322,386	341,202	390,405	431,559	442,526				
	75	308,299	323,292	342,510	391,613	431,961	442,828				
	76	308,702	324,097	343,818	392,719	432,162	443,029				
	77	309,205	324,700	345,025	393,826	432,464	443,231				
	78	309,708	325,606	346,434	395,034	432,967	443,532				
	79	310,312	326,511	347,843	396,140	433,269	443,834				
	80	310,915	327,518	349,252	397,348	433,571	444,036				
	81	311,418	328,423	350,560	398,455	433,873	444,237				
	82	311,922	329,429	352,170	399,058	434,275	444,539				
	83	312,626	330,335	353,679	399,562	434,678	444,841				
	84	313,230	331,341	355,188	400,065	435,080	445,042				
	85	313,833	332,247	356,597	400,668	435,382	445,243				
	86	314,437	333,253	358,106	401,272	435,785					
	87	315,141	334,259	359,615	401,876	436,187					
	88	315,846	335,265	361,024	402,480	436,590					
	89	316,550	336,171	362,332	402,781	436,892					
	90	317,254	337,479	363,540	403,284	437,294					
	91	317,959	338,686	364,747	403,788	437,697					
	92	318,663	339,894	366,055	404,291	438,099					
	93	319,166	341,101	367,363	404,693	438,401					
	94	320,072	342,409	368,872	405,096						
	95	320,977	343,617	370,382	405,599						
	96	321,782	344,824	371,790	406,102						
	97	322,487	346,032	373,098	406,504						
	98	323,392	347,340	374,306	407,007						
	99	324,298	348,547	375,413	407,511						
	100	325,203	349,755	376,620	407,913						
	101	326,109	351,163	377,727	408,215						
	102	327,115	352,069	378,834	408,617						
	103	328,121	353,075	379,941	409,020						
	104	329,027	354,182	381,047	409,322						
	105	329,832	355,289	382,255	409,624						
	106	330,436	356,396	382,758	410,127						

107	331,039	357,402	383,362	410,630					
108	331,643	358,408	383,965	411,133					
109	332,146	359,615	384,569	411,435					
110	332,649	360,622	385,072	411,938					
111	333,052	361,628	385,475	412,441					
112	333,555	362,533	385,978	412,944					
113	334,360	363,439	386,380	413,246					
114	334,963	364,345	386,783	413,749					
115	335,668	365,250	387,286	414,252					
116	336,272	366,256	387,789	414,755					
117	336,875	367,263	388,191	415,158					
118	337,580	367,665	388,695	415,661					
119	338,284	368,269	389,298	416,063					
120	338,988	368,872	389,801	416,566					
121	339,592	369,174	390,003	416,969					
122	339,894	369,577	390,506						
123	340,397	369,979	391,009						
124	340,900	370,382	391,411						
125	341,202	370,784	391,914						
126		371,187	392,418						
127		371,589	392,921						
128		371,992	393,424						
129		372,394	393,726						
130			394,229						
131			394,732						
132			395,235						
133			395,537						
134			396,040						
135			396,442						
136			396,845						
137			397,147						
138			397,549						
139			398,052						
140			398,555						
141			398,857						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 紿 料 月 額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	256,983	269,158	273,686	306,488	323,895	338,586	362,936	399,461	432,565

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3（第3条関係）

## 研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	197,416	248,330	341,001	390,908	462,952
	2	198,523	252,656	343,013	392,317	473,215
	3	199,730	255,474	345,025	393,726	482,976
	4	200,837	258,190	346,937	395,134	492,937
	5	201,944	260,807	348,748	396,543	502,898
	6	204,157	262,517	350,761	397,952	512,960
	7	206,271	264,026	352,673	399,260	521,714
	8	208,384	265,536	354,584	400,668	529,663
	9	210,497	267,045	356,295	402,077	537,512
	10	212,509	269,057	357,905	403,586	544,656
	11	214,521	270,969	359,414	404,995	549,988
	12	216,534	272,881	361,024	406,404	554,516
	13	218,546	274,893	362,634	407,712	557,535
	14	220,458	277,107	363,640	409,221	559,547
	15	222,370	279,321	364,646	410,730	
	16	224,181	281,534	365,552	412,240	
	17	225,891	283,647	366,659	413,749	
	18	227,703	285,962	367,866	415,359	
	19	229,514	288,276	369,074	416,969	
	20	231,325	290,691	370,281	418,679	
	21	233,136	293,005	371,489	419,887	
	22	234,947	295,118	372,595	421,295	
	23	236,658	297,231	373,602	422,704	
	24	238,368	299,243	374,608	424,012	
	25	240,079	301,256	375,715	425,320	
	26	242,192	303,168	376,721	426,628	
	27	244,104	305,079	377,626	428,138	
	28	246,015	306,991	378,633	429,647	
	29	247,927	308,903	379,538	430,854	
	30	249,034	310,412	380,343	432,062	
	31	250,141	311,922	381,148	433,672	
	32	251,248	313,431	381,953	435,181	

	33	252,656	314,940	382,657	436,489	
	34	253,964	316,449	383,362	437,898	
	35	255,373	317,959	384,167	439,306	
	36	256,782	319,367	384,972	440,715	
	37	258,190	320,776	385,676	442,124	
	38	259,700	321,682	386,380	443,532	
	39	261,209	322,587	387,185	444,941	
	40	262,819	323,392	387,990	446,350	
	41	264,228	324,097	388,795	447,457	
	42	265,536	324,600	390,003	448,765	
	43	266,944	325,103	391,210	450,173	
	44	268,353	325,505	392,418	451,481	
	45	269,862	325,908	393,122	452,286	
	46	271,170	326,411	394,128	453,091	
	47	272,378	326,914	394,933	453,997	
	48	273,585	327,316	395,637	454,903	
	49	274,793	327,719	396,342	455,707	
	50	275,900	328,121	397,046	456,512	
	51	277,006	328,423	397,650	457,116	
	52	278,113	328,926	398,253	457,921	
	53	279,119	329,329	398,857	458,324	
	54	280,226	329,731	399,562	458,927	
	55	281,232	330,134	400,366	459,430	
	56	282,239	330,436	401,171	459,934	
	57	283,245	330,838	401,775	460,437	
定年	58	283,949	331,140	402,580		
前再	59	284,452	331,542	403,284		
任用	60	285,056	331,844	403,989		
短時						
間勤	61	285,660	332,247	404,593		
務職	62	286,263	332,750	405,297		
員以	63	286,867	333,354	405,901		
外の	64	287,370	333,857	406,605		
職員						
	65	287,974	334,259	407,309		
	66	288,477	334,863	407,913		
	67	289,081	335,366	408,517		
	68	289,584	335,970	409,221		

69	290,188	336,473	409,925		
70	290,892	336,976	410,428		
71	291,496	337,479	411,032		
72	292,099	338,083	411,636		
73	292,703	338,586	412,139		
74	293,307	339,290	412,743		
75	293,911	339,994	413,346		
76	294,615	340,699	413,850		
77	295,219	341,303	414,353		
78	295,923	341,906	414,856		
79	296,627	342,611	415,359		
80	297,130	343,315	416,063		
81	297,734	344,019	416,466		
82	298,338	344,724			
83	299,042	345,327			
84	299,646	345,931			
85	300,149	346,434			
86	300,753	346,937			
87	301,457	347,340			
88	302,061	347,742			
89	302,564	348,044			
90	303,168	348,547			
91	303,872	348,849			
92	304,476	349,252			
93	305,079	349,553			
94	305,683	349,855			
95	306,287	350,258			
96	306,891	350,660			
97	307,192	351,163			
98	307,695	351,666			
99	308,299	352,170			
100	308,802	352,673			
101	309,205	353,176			
102	309,607	353,679			
103	309,909	354,081			
104	310,312	354,584			

	105	310,714	354,987			
	106	311,117	355,389			
	107	311,519	355,892			
	108	311,821	356,295			
	109	312,022	356,798			
	110	312,425	357,201			
	111	312,726	357,603			
	112	312,928	358,005			
	113	313,230	358,509			
	114	313,531	358,911			
	115	313,833	359,314			
	116	314,135	359,716			
	117	314,336	360,219			
	118	314,638	360,622			
	119	314,839	361,024			
	120	315,141	361,427			
	121	315,443	361,829			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		231,627	275,095	301,055	345,126	405,901

備考 この表は、研究所に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第3条関係）

## 医療職給料表

## イ 医療職給料表(一)

職員 の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	307,494	418,176	473,215	569,710
	2	309,808	420,893	475,228	575,848
	3	312,123	423,509	477,140	580,979
	4	314,336	425,924	479,051	585,709
	5	316,449	428,238	480,460	590,035
	6	319,971	430,452	482,171	594,362
	7	323,493	432,464	483,982	597,783
	8	326,914	434,577	485,793	600,701
	9	330,335	436,690	487,604	603,216
	10	333,857	438,200	489,315	605,531
	11	337,278	439,709	491,126	
	12	340,699	441,218	492,937	
	13	344,120	442,627	494,748	
	14	347,642	444,036	496,459	
	15	351,063	445,545	498,270	
	16	354,484	446,954	500,081	
	17	357,905	448,262	501,892	
	18	361,024	449,771	503,804	
	19	364,244	451,180	505,716	
	20	367,464	452,588	507,627	
	21	370,784	453,896	509,539	
	22	373,903	455,406	511,250	
	23	377,023	456,814	513,061	
	24	380,041	458,223	514,872	
	25	383,160	459,632	516,482	
	26	385,475	461,040	518,293	
	27	387,789	462,348	520,104	
	28	390,003	463,757	521,614	
	29	391,914	465,166	523,022	
	30	393,625	466,474	524,733	
	31	395,335	467,883	526,544	
	32	397,147	469,291	528,255	

	33	398,857	470,599	529,764	
	34	400,668	472,008	531,072	
	35	402,278	473,316	532,380	
	36	403,586	474,725	533,688	
	37	404,995	476,133	534,694	
	38	406,404	477,844	536,002	
	39	407,812	479,454	537,310	
定年	40	409,221	480,963	538,618	
前再					
任用	41	410,730	482,573	539,625	
短時	42	411,435	483,780	540,430	
間勤	43	412,038	484,887	541,234	
務職	44	412,642	485,994	542,039	
員以					
外の	45	413,447	487,000	542,945	
職員	46	414,051	487,906	543,750	
	47	414,655	488,811	544,555	
	48	415,158	489,616	545,259	
	49	415,661	490,321	546,064	
	50	416,063	491,025	546,869	
	51	416,566	491,729	547,574	
	52	416,969	492,333	548,479	
	53	417,371	492,937	549,385	
	54	417,673	493,641	550,190	
	55	417,975	494,245	551,095	
	56	418,377	494,849	552,001	
	57	418,679	495,151	552,806	
	58	419,082	495,754	553,611	
	59	419,384	496,358	554,416	
	60	419,786	497,062	555,120	
	61	420,189	497,465	555,925	
	62	420,490	498,069	556,831	
	63	420,792	498,773	557,736	
	64	421,094	499,477	558,642	
	65	421,396	499,880	559,447	
	66		500,483	560,352	
	67		501,087	561,258	
	68		501,590	562,163	

		502,093	562,968	
69		502,596	563,874	
70		503,100	564,780	
71		503,603	565,685	
72				
73		504,005	566,490	
74		504,508		
75		504,911		
76		505,313		
77		505,816		
78		506,420		
79		506,923		
80		507,326		
81		507,829		
82		508,432		
83		509,036		
84		509,539		
85		510,042		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		314,839	358,710	415,359
				491,528

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 口 医療職給料表(二)

職員 の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
	1	202,246	241,286	276,101	295,118	328,323	374,608	429,848
	2	204,359	242,594	276,906	295,923	329,731	376,318	431,760
	3	206,472	243,902	277,610	296,627	331,140	377,928	433,772
	4	208,585	245,210	278,415	297,332	332,549	379,538	435,583
	5	210,597	246,418	279,220	298,036	333,957	381,047	437,395
	6	212,610	247,525	280,025	298,740	335,567	382,657	439,005
	7	214,622	248,531	280,830	299,445	337,077	384,267	440,614
	8	216,433	249,436	281,534	300,149	338,586	385,877	442,124
	9	218,244	250,543	282,239	300,954	339,994	387,487	443,633
	10	220,156	251,650	283,044	301,658	341,604	389,500	444,941
	11	222,068	252,757	283,849	302,463	343,114	391,512	446,249
	12	224,181	253,964	284,653	303,067	344,623	393,524	447,557
	13	225,891	255,172	285,458	303,671	346,032	394,933	448,865
	14	227,904	256,379	286,263	304,777	347,642	396,644	450,073
	15	230,117	257,587	286,968	305,884	349,151	398,354	451,280
	16	232,230	258,694	287,773	307,092	350,660	400,065	452,387
	17	234,343	259,700	288,578	308,199	352,170	401,775	453,594
	18	235,450	260,706	289,383	309,406	353,779	403,284	454,701
	19	236,457	261,813	290,188	310,513	355,389	404,794	455,909
	20	237,563	262,819	290,892	311,720	356,899	406,303	457,116
	21	238,670	263,926	291,697	312,928	358,207	407,611	458,223
	22	239,475	264,831	292,602	314,135	359,716	408,919	459,028
	23	240,381	265,636	293,508	315,343	361,225	410,227	459,430
	24	241,186	266,441	294,212	316,449	362,735	411,334	460,135
	25	242,091	267,246	294,917	317,657	364,143	412,441	460,638
	26	242,997	268,051	295,822	318,864	365,653	413,548	461,040
	27	243,902	268,856	296,728	319,971	367,162	414,655	461,443
	28	244,808	269,661	297,432	321,179	368,571	415,761	461,845
	29	245,613	270,365	298,237	322,386	369,979	416,566	462,248
	30	246,418	271,170	299,243	323,593	371,589	417,371	462,650
	31	247,122	271,975	300,149	324,801	372,998	418,076	462,952
	32	247,927	272,780	301,155	326,008	374,507	418,881	463,254
	33	248,632	273,585	302,161	327,115	375,715	419,283	463,556

	34	249,235	274,390	303,268	328,222	376,821	419,887	463,858
	35	249,940	274,994	304,274	329,429	378,029	420,390	464,160
	36	250,644	275,799	305,180	330,637	379,136	420,792	464,461
	37	251,348	276,705	306,186	331,844	380,142	421,195	464,763
	38	251,952	277,509	307,192	333,052	380,947	421,396	
	39	252,556	278,314	308,199	334,360	381,852	421,698	
	40	253,159	279,019	309,205	335,567	382,959	422,000	
	41	253,763	279,723	310,110	336,473	383,965	422,302	
	42	254,367	280,528	311,318	337,680	384,972	422,604	
	43	254,971	281,333	312,425	338,888	385,978	422,905	
	44	255,474	282,037	313,531	340,095	386,883	423,207	
	45	255,876	282,742	314,538	341,001	387,688	423,408	
	46	256,480	283,547	315,644	342,007	388,493	423,710	
	47	256,882	284,352	316,751	343,013	389,399	424,012	
	48	257,285	285,056	317,757	343,919	390,204	424,314	
	49	257,687	285,760	318,864	344,824	390,707	424,515	
	50	258,190	286,465	319,870	345,730	391,512	424,717	
	51	258,694	287,068	320,977	346,736	392,317	425,018	
定年	52	259,197	287,773	322,084	347,642	393,122	425,320	
前再								
任用	53	259,498	288,477	323,090	348,145	393,524	425,521	
短時	54	259,800	289,081	324,097	349,050	394,229		
間勤	55	260,102	289,785	325,103	349,755	394,933		
務職	56	260,404	290,389	326,109	350,660	395,537		
員以								
外の	57	260,706	291,093	327,015	351,365	395,939		
職員	58	261,008	291,798	328,021	351,666	396,442		
	59	261,310	292,502	329,027	352,069	397,046		
	60	261,612	293,106	329,932	352,673	397,650		
	61	261,913	293,609	330,838	353,276	398,052		
	62	262,215	294,212	331,542	353,981	398,555		
	63	262,517	294,917	332,247	354,685	399,058		
	64	262,819	295,520	332,850	355,289	399,562		
	65	263,121	296,024	333,454	355,993	400,165		
	66	263,423	296,627	334,159	356,496	400,668		
	67	263,725	297,332	334,762	357,100	401,272		
	68	264,026	297,935	335,366	357,704	401,876		
	69	264,328	298,539	335,970	358,005	402,379		

70	264,630	299,143	336,171	358,509	402,882		
71	264,932	299,746	336,573	358,911	403,284		
72	265,133	300,350	337,077	359,414	403,687		
73	265,334	300,954	337,680	359,917	403,989		
74	265,636	301,457	338,183	360,420	404,492		
75	265,938	301,860	338,686	360,923	404,894		
76	266,139	302,262	339,089	361,326	405,297		
77	266,341	302,564	339,693	361,628	405,699		
78	266,643	302,866	340,196	361,930	406,202		
79	266,944	303,067	340,598	362,131	406,605		
80	267,146	303,369	341,101	362,433	407,007		
81	267,347	303,671	341,604	362,936	407,410		
82	267,649	303,872	341,906	363,238	407,913		
83	267,951	304,174	342,108	363,540	408,315		
84	268,152	304,476	342,409	363,841	408,718		
85	268,353	304,677	342,812	364,244	409,120		
86		304,878	343,214	364,546			
87		305,079	343,516	364,848			
88		305,281	343,818	365,149			
89		305,683	344,120	365,552			
90		305,884	344,321	365,854			
91		306,086	344,724	366,055			
92		306,287	345,025	366,357			
93		306,689	345,227	366,659			
94		306,891	345,529	367,061			
95		307,092	345,830	367,464			
96		307,394	346,032	367,866			
97		307,695	346,233	368,369			
98		307,897	346,535	368,772			
99		308,098	346,837	369,174			
100		308,400	347,038	369,577			
101		308,702	347,239	370,080			
102		308,903	347,440				
103		309,104	347,843				
104		309,406	348,044				
105		309,708	348,245				

	106			348,547				
	107			348,950				
	108			349,352				
	109			349,553				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		202,548	229,312	258,895	272,982	299,646	342,108	385,777

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ハ 医療職給料表(三)

職員 の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
	1	223,074	256,279	295,722	309,205	332,850	375,715	431,156
	2	224,986	258,392	296,225	309,708	333,857	377,425	433,370
	3	226,797	260,605	296,728	310,211	334,863	379,136	435,583
	4	228,508	262,819	297,231	310,714	335,768	380,846	437,697
	5	230,218	265,033	297,633	311,217	336,775	382,657	439,608
	6	232,130	266,039	298,137	311,720	337,982	384,670	441,520
	7	233,941	266,844	298,640	312,324	339,190	386,682	443,331
	8	235,652	267,749	299,042	312,726	340,397	388,695	445,243
	9	237,362	268,554	299,445	313,230	341,303	390,405	446,954
	10	239,274	269,661	299,948	313,733	342,510	392,518	448,563
	11	241,186	270,768	300,451	314,336	343,617	394,631	450,375
	12	243,097	271,674	300,954	314,839	344,724	396,644	451,985
	13	244,909	272,478	301,356	315,242	345,730	398,555	453,293
	14	246,921	273,183	301,860	315,846	346,837	400,165	454,601
	15	248,933	273,887	302,262	316,550	347,943	401,976	456,211
	16	250,946	274,692	302,765	317,154	349,050	403,788	457,821
	17	252,958	275,799	303,268	317,757	350,157	405,498	459,531
	18	254,971	276,705	303,671	318,663	351,264	407,209	461,141
	19	257,084	277,610	304,174	319,468	352,371	409,221	462,650
	20	259,096	278,516	304,576	320,374	353,478	410,932	464,059
	21	261,008	279,522	305,079	321,179	354,584	412,642	465,166
	22	262,215	280,528	305,482	322,084	355,792	414,353	466,474
	23	263,322	281,434	305,985	322,990	356,899	416,164	467,782
	24	264,429	282,440	306,387	323,795	358,005	417,975	469,291
	25	265,536	283,245	306,891	324,600	359,012	419,585	470,297
	26	266,341	284,150	307,494	325,405	360,320	421,295	470,901
	27	267,246	285,056	308,199	326,310	361,628	423,107	471,605
	28	268,051	285,962	308,903	327,216	362,936	424,918	472,209
	29	268,856	286,968	309,607	327,920	364,143	426,427	473,115
	30	269,560	287,672	310,312	329,027	365,653	427,936	473,819
	31	270,265	288,376	311,016	330,134	367,162	429,446	474,624
	32	270,969	289,081	311,821	331,140	368,671	430,754	475,429
	33	271,774	289,684	312,525	332,247	369,879	431,961	476,133

34	272,378	290,288	313,330	333,253	371,388	433,068	476,838
35	272,982	290,791	314,035	334,360	372,797	434,275	477,542
36	273,485	291,194	314,739	335,467	374,205	435,483	478,347
37	274,088	291,596	315,443	336,573	375,614	436,791	479,152
38	274,793	292,200	316,248	337,680	376,620	437,898	479,957
39	275,497	292,703	317,053	338,787	378,029	439,105	480,661
40	276,201	293,106	317,858	339,894	379,337	440,313	481,366
41	276,906	293,508	318,462	340,699	380,645	441,520	482,171
42	277,509	294,011	319,367	341,806	382,054	442,526	
43	278,214	294,414	320,374	342,912	383,362	443,633	
44	278,818	294,917	321,279	343,919	384,670	444,740	
45	279,622	295,420	322,084	344,824	386,179	445,746	
46	280,327	295,822	323,090	345,730	387,387	446,249	
47	281,031	296,325	324,097	346,736	388,493	446,752	
48	281,635	296,728	325,002	347,742	389,701	447,155	
49	282,138	297,231	325,908	348,950	390,808	447,759	
50	282,641	297,633	326,813	350,258	391,713	448,262	
51	283,044	298,137	327,819	351,465	392,719	448,664	
52	283,446	298,640	328,826	352,673	393,625	449,167	
53	283,748	299,042	329,631	353,578	394,229	449,670	
54	284,251	299,445	330,536	354,786	395,034	450,073	
55	284,653	299,948	331,542	355,892	395,839	450,375	
56	285,056	300,350	332,448	357,201	396,644	450,676	
57	285,458	300,853	333,354	358,207	397,348	451,079	
58	285,861	301,558	334,259	359,112	398,052		
59	286,163	302,262	335,265	360,219	398,757		
60	286,465	302,966	336,171	361,427	399,360		
61	286,867	303,671	337,077	362,533	399,964		
62	287,270	304,576	338,183	363,741	400,568		
63	287,672	305,482	339,391	364,948	401,272		
64	287,974	306,186	340,598	365,954	401,876		
65	288,276	306,891	341,303	366,961	402,580		
66	288,678	307,796	342,409	367,967	403,083		
67	289,081	308,601	343,516	369,074	403,687		
68	289,383	309,406	344,422	370,180	404,190		
69	289,785	310,110	345,529	370,985	404,593		

	70	290,288	311,016	346,233	372,092	405,196		
	71	290,691	311,922	347,340	373,199	405,599		
	72	290,993	312,726	348,447	374,205	405,901		
	73	291,395	313,632	349,553	374,910	406,202		
	74	291,898	314,437	350,761	375,715	406,706		
	75	292,401	315,343	351,868	376,520	407,108		
	76	292,904	316,248	352,974	377,224	407,410		
	77	293,407	317,053	354,081	377,828	407,712		
	78	293,911	317,959	355,188	378,331	408,215		
	79	294,514	318,965	356,194	378,834	408,718		
	80	294,917	319,870	357,301	379,337	409,120		
定年	81	295,420	320,374	358,207	379,941	409,422		
前再	82	295,822	321,179	359,213	380,444	409,825		
任用	83	296,325	322,084	360,118	380,947	410,328		
短時	84	296,829	322,889	361,125	381,450	410,730		
間勤								
務職	85	297,231	323,694	362,030	381,852	411,133		
員以	86	297,633	324,600	362,835	382,255	411,535		
外の	87	298,137	325,606	363,640	382,859	412,038		
職員	88	298,640	326,612	364,445	383,362	412,441		
	89	299,042	327,518	365,049	383,664	412,843		
	90	299,545	328,524	365,653	384,167	413,246		
	91	300,048	329,530	366,256	384,469	413,749		
	92	300,551	330,536	366,860	384,770	414,151		
	93	301,055	331,341	367,263	385,374	414,554		
	94	301,457	332,046	367,665	385,877			
	95	301,960	332,750	368,168	386,380			
	96	302,564	333,354	368,571	386,883			
	97	303,168	333,857	369,074	387,487			
	98	303,671	334,159	369,476	387,990			
	99	304,174	334,662	369,979	388,493			
	100	304,677	335,265	370,382	388,896			
	101	305,079	335,668	370,684	389,500			
	102	305,582	336,171	371,187	390,003			
	103	305,985	336,775	371,489	390,506			
	104	306,387	337,278	371,790	391,009			
	105	306,790	337,680	372,193	391,613			

106	307,192	338,183	372,696	392,015			
107	307,595	338,686	373,199	392,518			
108	307,897	339,190	373,702	393,021			
109	308,098	339,592	374,205	393,625			
110	308,400	339,894	374,708				
111	308,601	340,196	375,211				
112	308,903	340,498	375,614				
113	309,205	340,799	376,016				
114	309,406	341,202	376,419				
115	309,708	341,504	376,922				
116	309,909	341,806	377,425				
117	310,211	342,007	377,828				
118	310,412	342,309	378,331				
119	310,714	342,611	378,834				
120	311,016	342,812	379,337				
121	311,318	343,013	379,639				
122	311,620	343,315					
123	311,922	343,617					
124	312,223	343,919					
125	312,425	344,120					
126	312,626	344,422					
127	312,928	344,724					
128	313,330	344,925					
129	313,531	345,126					
130	313,833	345,327					
131	314,135	345,629					
132	314,538	345,830					
133	314,739	346,132					
134	315,041	346,535					
135	315,343	346,937					
136	315,644	347,340					
137	315,846	347,642					
138	316,148	348,044					
139	316,449	348,447					
140	316,751	348,849					
141	316,953	349,151					

142	317,254	349,553						
143	317,657	349,855						
144	317,959	350,258						
145	318,160	350,560						
146	318,361	350,962						
147	318,663	351,365						
148	318,965	351,767						
149	319,166	352,069						
150	319,367	352,471						
151	319,669	352,874						
152	319,971	353,276						
153	320,374	353,578						
154	320,575							
155	320,776							
156	321,078							
157	321,380							
158	321,682							
159	321,984							
160	322,285							
161	322,688							
162	322,990							
163	323,292							
164	323,593							
165	323,996							
166	324,298							
167	324,600							
168	324,901							
169	325,304							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	250,342	271,372	279,019	289,886	306,991	345,730	391,411	

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

**第2条** 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(通勤手当)</p> <p><b>第10条 省略</b></p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額（特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等を利用し、その利用に係る運賃等を負担することを常例とする職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）にあつては、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額）に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自転車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」と総称する。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員並びに第10条の3の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p>	<p>(通勤手当)</p> <p><b>第10条 省略</b></p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額（特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等を利用し、その利用に係る運賃等を負担することを常例とする職員（人事委員会規則で定める者に限る。）にあつては、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額）に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が150,000円を超えるときは、支給単位期間につき、150,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」と総称する。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員並びに第10条の3の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自転車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,500円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,900円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 8,100円</p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円</p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円</p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円</p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円</p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円</p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円</p> <p>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円</p>

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円  
 シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円  
 ス 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 38,700円  
 チ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42,200円  
 ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45,700円  
 タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49,200円  
 チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52,700円  
 ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56,200円  
 テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59,600円  
 ト 使用距離が片道95キロメートル以上ある職員 63,000円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、第1号に定める額及び前号の規定による額

、第1号に定める額又は前号の規定による額

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、通勤のため自動車その他の原動機付の交通用具の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるもの（以下「駐車施設等」という。）を利用してし、その利用に係る料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内でその者の駐車施設等の利用に係る料金の額に相当する額として人事委員会規則で定める額（以下「駐車料金相当額」という。）を加算した額とする。

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号の規定による額及び駐車料金相当額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 省略

6 省略

7 省略

8 省略

（期末手当）

**第19条** 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でそ

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

（期末手当）

**第19条** 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でそ

の職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第19条の4において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の106.25を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 省略

（勤勉手当）

#### 第19条の4 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員  
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定幹部職員にあつては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定幹部職員にあつては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 省略

（教育職員の給与に関する条例の一部改正）

#### 第3条 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（期末手当）	（期末手当）
<b>第19条 省略</b>	<b>第19条 省略</b>
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 省略	(1)～(4) 省略
3 定年前再任用短時間勤務教育職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の72.5</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務教育職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の70</u> 」とする。
4～6 省略	4～6 省略
（勤勉手当）	（勤勉手当）
<b>第19条の4 省略</b>	<b>第19条の4 省略</b>
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員 当該定年前再任用短時間勤務教育職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額 3～5 省略	に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員 当該定年前再任用短時間勤務教育職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額 3～5 省略
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

## 中学校・小学校教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	214,219	235,450	334,561	364,143	450,878
	2	216,634	237,865	336,372	365,653	452,186
	3	218,949	240,280	338,183	367,162	453,393
	4	221,263	242,796	339,894	368,571	454,701
	5	223,477	245,210	341,504	369,979	455,808
	6	225,791	247,625	343,416	371,287	456,915
	7	228,004	250,040	345,327	372,595	458,122
	8	230,218	252,556	347,139	374,004	459,330
	9	232,432	254,971	348,950	375,413	460,638
	10	234,645	256,581	350,962	376,721	461,845
	11	236,859	258,190	352,773	378,029	462,952
	12	239,073	259,800	354,484	379,236	464,059
	13	241,286	261,410	356,194	380,444	465,266
	14	243,399	262,819	357,905	381,752	466,071
	15	245,512	264,228	359,414	382,959	466,876
	16	247,625	265,636	361,024	384,167	467,782
	17	249,738	267,045	362,634	385,173	468,687
	18	251,550	268,252	363,942	386,380	469,090
	19	253,260	269,460	365,149	387,588	469,593
	20	254,971	270,667	366,256	388,695	470,096
	21	256,681	271,975	367,564	389,701	470,599
	22	257,989	273,082	368,973	390,908	
	23	259,297	274,189	370,382	392,116	
	24	260,505	275,396	371,690	393,222	
	25	261,712	276,705	372,897	394,229	
	26	262,819	278,415	374,306	395,436	
	27	263,926	280,126	375,614	396,543	
	28	265,033	281,836	376,922	397,650	
	29	266,240	283,547	378,129	398,757	
	30	267,347	285,559	379,538	399,964	
	31	268,454	287,773	380,846	401,171	
	32	269,460	289,986	382,154	402,278	

33	270,567	292,200	383,462	403,284
34	271,573	294,414	384,670	404,391
35	272,579	296,627	385,777	405,599
36	273,686	298,740	386,984	406,806
37	274,893	300,753	388,191	408,014
38	275,799	302,664	389,399	409,322
39	276,805	304,576	390,606	410,428
40	277,912	306,387	391,713	411,636
41	279,119	308,199	392,820	412,743
42	280,226	310,110	394,027	414,051
43	281,333	311,922	395,235	415,057
44	282,440	313,632	396,342	416,164
45	283,345	315,343	397,449	417,371
46	284,150	317,154	398,757	418,579
47	284,955	318,864	399,964	419,786
48	285,760	320,474	401,071	420,994
49	286,364	322,084	401,976	422,100
50	287,169	323,795	403,184	423,107
51	287,873	325,606	404,190	424,415
52	288,578	327,316	405,297	425,622
53	289,383	328,624	406,102	426,830
54	290,188	330,536	407,209	427,936
55	290,791	332,347	408,215	429,043
56	291,496	334,058	409,221	430,150
57	292,200	335,668	410,328	431,156
58	293,005	337,580	411,334	432,364
59	293,810	339,290	412,441	433,571
60	294,414	341,001	413,548	434,779
61	295,017	342,711	414,554	435,382
62	295,722	344,422	415,661	436,187
63	296,426	346,132	416,768	436,892
64	296,929	347,843	417,774	437,395
65	297,633	349,553	418,679	437,697
66	298,338	350,861	419,585	437,998
67	298,942	352,170	420,591	438,401
68	299,545	353,478	421,597	438,803

	69	300,250	354,987	422,402	439,105	
	70	300,954	356,496	423,207	439,508	
	71	301,558	358,005	423,912	439,810	
	72	302,262	359,515	424,717	440,111	
	73	302,765	360,823	425,421	440,413	
	74	303,369	362,332	426,025	440,715	
定年	75	304,073	363,841	426,729	441,017	
前再	76	304,576	365,250	427,433	441,319	
任用						
短時	77	305,180	366,659	428,037	441,520	
間勤	78	305,784	368,168	428,741	441,822	
務教	79	306,387	369,677	429,244	442,124	
育職	80	306,991	371,187	429,848	442,325	
員以						
外の	81	307,494	372,495	430,251	442,526	
教育	82	307,997	373,803	430,653	442,828	
職員	83	308,601	375,111	430,955	443,130	
	84	309,205	376,318	431,156	443,331	
	85	309,607	377,526	431,357	443,532	
	86	310,010	378,733	431,659	443,834	
	87	310,513	379,840	431,961	444,136	
	88	311,016	380,947	432,162	444,337	
	89	311,418	381,953	432,364	444,539	
	90	311,922	383,060	432,666		
	91	312,324	384,167	432,967		
	92	312,827	385,273	433,169		
	93	313,129	386,380	433,370		
	94	313,632	387,487	433,672		
	95	314,135	388,493	433,974		
	96	314,538	389,600	434,175		
	97	314,839	390,606	434,376		
	98	315,242	391,613	434,678		
	99	315,644	392,518	434,980		
	100	316,047	393,424	435,181		
	101	316,449	394,229	435,382		
	102	316,751	395,235	435,684		
	103	317,053	396,040	435,986		
	104	317,355	396,945	436,187		

105	317,556	397,750	436,388
106	317,858	398,656	
107	318,160	399,562	
108	318,361	400,467	
109	318,562	401,272	
110	318,764	402,278	
111	319,066	403,184	
112	319,367	404,089	
113	319,569	404,693	
114	319,770	405,599	
115	319,971	406,504	
116	320,273	407,410	
117	320,575	408,215	
118	320,776	408,919	
119	321,078	409,724	
120	321,380	410,529	
121	321,581	411,133	
122	321,782	411,837	
123	321,984	412,542	
124	322,285	413,145	
125	322,587	413,749	
126		414,453	
127		414,956	
128		415,560	
129		416,164	
130		416,768	
131		417,271	
132		417,774	
133		418,076	
134		418,377	
135		418,579	
136		418,881	
137		419,182	
138		419,484	
139		419,786	
140		420,088	

		420,390			
		420,692			
		420,994			
		421,295			
		421,497			
		421,799			
		422,100			
		422,302			
		422,503			
		422,805			
		423,107			
		423,308			
		423,509			
		423,811			
		424,113			
		424,314			
		424,515			
定年前再任用短時間勤務教育職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		239,878	287,571	316,248	343,717
					428,238

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,546円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

## 高等學校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	214,219	261,410	334,561	391,814	467,581
	2	216,634	262,819	336,372	393,323	469,392
	3	218,949	264,228	338,183	394,732	471,203
	4	221,263	265,636	339,894	396,140	473,014
	5	223,477	267,045	341,504	397,549	474,725
	6	225,791	268,252	343,416	398,958	476,435
	7	228,004	269,460	345,327	400,467	478,347
	8	230,218	270,667	347,139	401,876	480,158
	9	232,432	271,975	348,950	403,184	481,869
	10	234,645	273,082	350,962	404,593	483,479
	11	236,859	274,189	352,773	406,102	485,089
	12	239,073	275,396	354,484	407,611	486,598
	13	241,286	276,705	356,194	408,919	488,107
	14	243,399	278,415	357,905	410,428	489,415
	15	245,512	280,126	359,414	411,938	490,824
	16	247,625	281,836	361,024	413,447	492,132
	17	249,738	283,547	362,634	414,856	493,339
	18	251,550	285,559	363,942	416,466	493,943
	19	253,260	287,773	365,149	418,076	494,547
	20	254,971	289,986	366,256	419,585	495,251
	21	256,681	292,200	367,564	420,792	495,855
	22	257,989	294,414	369,174	422,201	
	23	259,297	296,627	370,784	423,610	
	24	260,505	298,740	372,294	424,918	
	25	261,712	300,753	373,702	426,528	
	26	262,920	302,664	375,312	427,936	
	27	264,127	304,576	376,821	429,244	
	28	265,334	306,387	378,331	430,653	
	29	266,441	308,199	379,840	432,062	
	30	267,447	310,110	381,450	433,370	
	31	268,554	311,922	383,060	434,879	
	32	269,560	313,632	384,569	436,388	

33	270,667	315,343	386,078	437,998
34	271,774	317,154	387,688	439,407
35	272,982	318,864	389,198	441,017
36	274,290	320,474	390,707	442,526
37	275,497	322,084	392,216	444,237
38	276,604	323,795	393,726	445,746
39	277,811	325,606	395,235	447,356
40	278,918	327,316	396,644	448,966
41	280,226	328,624	397,952	450,475
42	281,232	330,536	399,461	451,985
43	282,239	332,347	400,870	453,192
44	283,144	334,058	402,278	454,399
45	283,748	335,668	403,788	455,607
46	284,553	337,580	405,397	456,915
47	285,358	339,290	407,007	458,122
48	286,163	341,001	408,416	459,330
49	286,867	342,711	409,624	460,437
50	287,672	344,422	411,032	461,644
51	288,376	346,132	412,441	462,852
52	289,181	347,843	413,749	464,059
53	289,986	349,553	414,956	465,266
54	290,791	350,861	416,164	466,474
55	291,496	352,170	417,472	467,681
56	292,301	353,478	418,780	468,889
57	293,005	354,987	420,088	469,996
58	293,609	356,597	421,396	470,599
59	294,414	358,106	422,805	471,102
60	295,219	359,716	424,012	471,605
61	295,923	361,125	425,220	472,109
62	296,527	362,735	426,628	
63	297,332	364,345	428,037	
64	297,935	365,753	429,345	
65	298,942	367,263	430,552	
66	299,746	368,872	431,760	
67	300,451	370,482	433,068	
68	301,155	371,992	434,477	

	69	301,759	373,501	435,785		
	70	302,463	375,111	436,992		
	71	303,168	376,620	437,998		
	72	303,872	378,129	439,206		
定年						
前再	73	304,576	379,639	440,413		
任用	74	305,281	381,249	441,520		
短時	75	305,985	382,859	442,728		
間勤	76	306,488	384,368	443,734		
務教						
育職	77	307,092	385,777	444,841		
員以	78	307,695	387,185	445,847		
外の	79	308,400	388,594	446,853		
教育	80	309,004	389,902	447,859		
職員						
	81	309,507	391,210	448,765		
	82	310,110	392,619	449,570		
	83	310,815	393,927	450,375		
	84	311,519	395,235	451,180		
	85	312,123	396,342	451,884		
	86	312,928	397,750	452,286		
	87	313,632	399,058	452,689		
	88	314,236	400,366	453,091		
	89	314,940	401,574	453,494		
	90	315,745	402,882	453,796		
	91	316,550	403,989	454,098		
	92	317,355	405,196	454,299		
	93	317,858	406,404	454,601		
	94	318,663	407,511	454,903		
	95	319,468	408,718	455,204		
	96	320,273	409,925	455,406		
	97	320,877	411,334	455,607		
	98	321,581	412,340	455,909		
	99	322,386	413,346	456,211		
	100	323,090	414,353	456,412		
	101	323,895	415,258	456,613		
	102	324,700	416,264	456,915		
	103	325,606	417,371	457,217		
	104	326,411	418,478	457,418		

105	327,015	419,182	457,619		
106	327,819	420,088			
107	328,624	420,994			
108	329,429	421,899			
109	330,134	422,704			
110	330,536	423,509			
111	330,838	424,314			
112	331,341	425,119			
113	331,844	425,723			
114	332,247	426,427			
115	332,649	427,131			
116	333,052	427,836			
117	333,555	428,439			
118	334,058	428,943			
119	334,460	429,244			
120	334,963	429,546			
121	335,467	429,848			
122	335,869	430,150			
123	336,272	430,452			
124	336,775	430,653			
125	337,278	430,854			
126	337,580	431,156			
127	337,881	431,458			
128	338,183	431,659			
129	338,385	431,861			
130	338,686	432,162			
131	338,988	432,464			
132	339,190	432,666			
133	339,391	432,867			
134	339,592	433,169			
135	339,793	433,470			
136	340,095	433,672			
137	340,397	433,873			
138	340,598	434,175			
139	340,900	434,477			
140	341,202	434,678			

	141	341,403	434,879			
	142	341,604	435,181			
	143	341,906	435,483			
	144	342,108	435,684			
	145	342,409	435,885			
	146	342,611				
	147	342,912				
	148	343,214				
	149	343,416				
	150	343,617				
	151	343,919				
	152	344,221				
	153	344,422				
定年前再任用短時間勤務教育職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		248,732	290,691	321,078	350,358	438,703

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,747円をそれぞれ加算した額とする。

**第4条 教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。**

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(期末手当)	(期末手当)
<b>第19条 省略</b>	<b>第19条 省略</b>
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 省略	(1)～(4) 省略
3 定年前再任用短時間勤務教育職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは、「 <u>100分の71.25</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務教育職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の72.5</u> 」とする。
4～6 省略	4～6 省略
(勤勉手当)	(勤勉手当)
<b>第19条の4 省略</b>	<b>第19条の4 省略</b>
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教育職員につては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額の総額	(1) 前項の教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教育職員につては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額
(2) 前項の教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員 当該定年前再任用短時間勤務教育職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> を乗じて得た額の総額	(2) 前項の教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員 当該定年前再任用短時間勤務教育職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額
3～5 省略	3～5 省略

(特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部改正)

**第5条 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年愛媛県条例第7号）の一部を次のように改正する。**

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(知事等の給与)	(知事等の給与)
<b>第3条 省略</b>	<b>第3条 省略</b>
2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第19条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の177.5</u> 」とし、同条例第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項について、規則で定めるものとする。	2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第19条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の172.5</u> 」とし、同条例第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項について、規則で定めるものとする。
(非常勤の職員の給与)	(非常勤の職員の給与)
<b>第10条 非常勤の職員の給与については、勤務1日につき35,700円を超えない範囲内において、任命権者が知事と協議して報酬を支給する。ただし、任命権者が日額により難いと認めるときは、月額又は年額で定めることができる。</b>	<b>第10条 非常勤の職員の給与については、勤務1日につき34,700円を超えない範囲内において、任命権者が知事と協議して報酬を支給する。ただし、任命権者が日額により難いと認めるときは、月額又は年額で定めることができる。</b>
2・3 省略	2・3 省略

**第6条** 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(知事等の給与) <b>第3条</b> 省略 2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第19条第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは、「 <u>100分の175</u> 」とし、同条例第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。	(知事等の給与) <b>第3条</b> 省略 2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第19条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の177.5</u> 」とし、同条例第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

**第7条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																												
(給与条例の適用除外等) <b>第6条</b> 省略 2 省略 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の177.5</u> 」とする。 <b>別表第1</b> （第5条関係） <table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>430,653</td></tr><tr><td>2</td><td>494,044</td></tr><tr><td>3</td><td>559,447</td></tr><tr><td>4</td><td>645,980</td></tr><tr><td>5</td><td>750,625</td></tr><tr><td>6</td><td>856,276</td></tr></tbody></table> <b>別表第2</b> （第5条関係） <table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>360,219</td></tr><tr><td>2</td><td>397,449</td></tr><tr><td>3</td><td>426,628</td></tr></tbody></table>	号給	給料月額	1	430,653	2	494,044	3	559,447	4	645,980	5	750,625	6	856,276	号給	給料月額	1	360,219	2	397,449	3	426,628	(給与条例の適用除外等) <b>第6条</b> 省略 2 省略 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の172.5</u> 」とする。 <b>別表第1</b> （第5条関係） <table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>416,484</td></tr><tr><td>2</td><td>477,850</td></tr><tr><td>3</td><td>541,228</td></tr><tr><td>4</td><td>624,726</td></tr><tr><td>5</td><td>726,332</td></tr><tr><td>6</td><td>828,944</td></tr></tbody></table> <b>別表第2</b> （第5条関係） <table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>348,076</td></tr><tr><td>2</td><td>384,292</td></tr><tr><td>3</td><td>412,460</td></tr></tbody></table>	号給	給料月額	1	416,484	2	477,850	3	541,228	4	624,726	5	726,332	6	828,944	号給	給料月額	1	348,076	2	384,292	3	412,460
号給	給料月額																																												
1	430,653																																												
2	494,044																																												
3	559,447																																												
4	645,980																																												
5	750,625																																												
6	856,276																																												
号給	給料月額																																												
1	360,219																																												
2	397,449																																												
3	426,628																																												
号給	給料月額																																												
1	416,484																																												
2	477,850																																												
3	541,228																																												
4	624,726																																												
5	726,332																																												
6	828,944																																												
号給	給料月額																																												
1	348,076																																												
2	384,292																																												
3	412,460																																												

**第8条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給与条例の適用除外等) <b>第6条</b> 省略 2 省略 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の</u>	(給与条例の適用除外等) <b>第6条</b> 省略 2 省略 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の</u>

126.25」とあるのは、「100分の175」とする。127.5」とあるのは、「100分の177.5」とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第9条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
(職員の給与に関する条例等の適用除外等)	(職員の給与に関する条例等の適用除外等)																																
<b>第8条</b> 省略	<b>第8条</b> 省略																																
2 特定期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第19条の4第2項第1号の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給職員」という。）及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条第2項中「管理職手当受給職員」とあるのは「管理職手当受給職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の97.5</u> 」と、同条例第19条の4第2項第1号中「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の90</u> 」とする。	2 特定期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第19条の4第2項第1号の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給職員」という。）及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条第2項中「管理職手当受給職員」とあるのは「管理職手当受給職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の95</u> 」と、同条例第19条の4第2項第1号中「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の87.5</u> 」とする。																																
3 特定期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第2項、第19条第2項並びに第19条の4第2項第1号の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条第2項中「管理職手当受給教育職員」とあるのは「管理職手当受給教育職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の97.5</u> 」と、同条例第19条の4第2項第1号中「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の90</u> 」とする。	3 特定期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第2項、第19条第2項並びに第19条の4第2項第1号の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条第2項中「管理職手当受給教育職員」とあるのは「管理職手当受給教育職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の95</u> 」と、同条例第19条の4第2項第1号中「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の87.5</u> 」とする。																																
4 省略	4 省略																																
<b>別表第1</b> (第7条関係)	<b>別表第1</b> (第7条関係)																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td>407,511</td></tr> <tr> <td>2</td><td>457,821</td></tr> <tr> <td>3</td><td>511,149</td></tr> <tr> <td>4</td><td>577,558</td></tr> <tr> <td>5</td><td>659,061</td></tr> <tr> <td>6</td><td>769,743</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	407,511	2	457,821	3	511,149	4	577,558	5	659,061	6	769,743	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td>394,352</td></tr> <tr> <td>2</td><td>442,640</td></tr> <tr> <td>3</td><td>494,952</td></tr> <tr> <td>4</td><td>558,330</td></tr> <tr> <td>5</td><td>637,804</td></tr> <tr> <td>6</td><td>744,440</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	394,352	2	442,640	3	494,952	4	558,330	5	637,804	6	744,440
号給	給料月額																																
	円																																
1	407,511																																
2	457,821																																
3	511,149																																
4	577,558																																
5	659,061																																
6	769,743																																
号給	給料月額																																
	円																																
1	394,352																																
2	442,640																																
3	494,952																																
4	558,330																																
5	637,804																																
6	744,440																																

7

898.536

7

869.184

**第10条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。**

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員の給与に関する条例等の適用除外等)	(職員の給与に関する条例等の適用除外等)
<b>第8条 省略</b>	<b>第8条 省略</b>
2 特定期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第19条の4第2項第1号の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給職員」という。）及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条第2項中「管理職手当受給職員」とあるのは「管理職手当受給職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、同条例第19条の4第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。	2 特定期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第19条の4第2項第1号の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給職員」という。）及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条第2項中「管理職手当受給職員」とあるのは「管理職手当受給職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、同条例第19条の4第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。
3 特定期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第2項、第19条第2項並びに第19条の4第2項第1号の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条第2項中「管理職手当受給教育職員」とあるのは「管理職手当受給教育職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、同条例第19条の4第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。	3 特定期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第2項、第19条第2項並びに第19条の4第2項第1号の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条第2項中「管理職手当受給教育職員」とあるのは「管理職手当受給教育職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、同条例第19条の4第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。
4 省略	4 省略

## (会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

**第11条 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）の一部を次のように改正する。**

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(第1号会計年度任用職員の期末手当)	(第1号会計年度任用職員の期末手当)
<b>第12条 省略</b>	<b>第12条 省略</b>
2 省略	2 省略
3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在	3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在

職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 省略	(1)～(4) 省略
4～6 省略 (第1号会計年度任用職員の勤勉手当)	4～6 省略 (第1号会計年度任用職員の勤勉手当)
<b>第12条の2 省略</b>	<b>第12条の2 省略</b>
2 省略	2 省略
3 第1項の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する同項に規定する第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	3 第1項の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する同項に規定する第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
4・5 省略 (第2号会計年度任用職員の期末手当)	4・5 省略 (第2号会計年度任用職員の期末手当)
<b>第18条 省略</b>	<b>第18条 省略</b>
2 省略	2 省略
3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 省略	(1)～(4) 省略
4～6 省略 (第2号会計年度任用職員の勤勉手当)	4～6 省略 (第2号会計年度任用職員の勤勉手当)
<b>第18条の2 省略</b>	<b>第18条の2 省略</b>
2 省略	2 省略
3 第1項の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する同項に規定する第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	3 第1項の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する同項に規定する第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
4・5 省略	4・5 省略

**第12条** 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(第1号会計年度任用職員の期末手当)	(第1号会計年度任用職員の期末手当)
<b>第12条</b> 省略	<b>第12条</b> 省略
2 省略	2 省略
3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 省略	(1)～(4) 省略
4～6 省略	4～6 省略
(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)	(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)
<b>第12条の2</b> 省略	<b>第12条の2</b> 省略
2 省略	2 省略
3 第1項の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はそ	3 第1項の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はそ

の委任を受けた者が支給する勤勉手当の額は、その者に所属する同項に規定する第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

## 4・5 省略

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

**第18条** 省略

## 2 省略

3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

## 4～6 省略

(第2号会計年度任用職員の勤勉手当)

**第18条の2** 省略

## 2 省略

3 第1項の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額は、その者に所属する同項に規定する第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

## 4・5 省略

(給与の支給)

**第20条** 省略

## 2 省略

3 前2項の規定にかかわらず、第2号会計年度任用職員の通勤手当は、職員給与条例第10条第7項に規定する支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあっては、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月の人事委員会規則で定める日に、当該支給単位期間に係る全額を支給する。

の委任を受けた者が支給する勤勉手当の額は、その者に所属する同項に規定する第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

## 4・5 省略

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

**第18条** 省略

## 2 省略

3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

## 4～6 省略

(第2号会計年度任用職員の勤勉手当)

**第18条の2** 省略

## 2 省略

3 第1項の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額は、その者に所属する同項に規定する第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

## 4・5 省略

(給与の支給)

**第20条** 省略

## 2 省略

3 前2項の規定にかかわらず、第2号会計年度任用職員の通勤手当は、職員給与条例第10条第5項に規定する支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあっては、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月の人事委員会規則で定める日に、当該支給単位期間に係る全額を支給する。

**附 則**

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び第12条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員給与条例」という。）第10条、第11条の3、第18条の4及び別表第1から別表第4までの規定、第3条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の教育職員給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定、第5条の規定による改正後の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）第10条の規定、第7条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）別表第1及び別表第2の規定並びに第9条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表第1の規定は令和7年4月1日から、改正後の職員給与条例第19条及び第19条の4の規定、改正後の教育職員給与条例第19条及び第19条の4の規定、改正後の特別職給与条例第3条の規定、改正後の任期付研究員条例第6条の規定、改正後の任期付職員条例第8条の規定並びに第11条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の職員給与条例、改正後の教育職員給与条例、改正後の特別職給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第5条の規定による改正前の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第7条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第9条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第11条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ、改正後の職員給与条例の規定による給与、改正後の教育職員給与条例の規定による給与、改正後の特別職

給与条例の規定による給与、改正後の任期付研究員条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

4 改正後の職員給与条例第11条の3第2項の規定は、令和7年4月1日前に新たに職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員となった者（職員の給与に関する条例第4条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年愛媛県条例第31号）附則第14項に規定する暫定再任用職員を除く。）にも適用する。

(人事委員会規則への委任)

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

#### ○愛媛県条例第41号

愛媛県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年12月23日

愛媛県知事 中村時広

#### 愛媛県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

愛媛県公益認定等審議会条例（平成20年愛媛県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委員)</p> <p><b>第3条</b> 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に<del>関</del>し公正な判断を<del>する</del>ことができ、かつ、法律、会計又は公益法人<u>若しくは公益信託</u>（<u>公益信託</u>に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する<u>公益信託</u>をいう。以下同じ。）に係る活動に<del>關</del>して優れた識見を有する者の中から、知事が任命する。</p> <p>2・3 省略 (庶務)</p> <p><b>第11条</b> 審議会の庶務は、総務部において総括し、及び処理する。ただし、他部の所管に属する公益法人又は<u>公益信託</u>に係るものについては、当該公益法人又は<u>公益信託</u>を所管する部において処理する。</p>	<p>(委員)</p> <p><b>第3条</b> 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に<del>関</del>し公正な判断を<del>する</del>ことができ、かつ、法律、会計又は公益法人_____</p> <p>_____に係る活動に<del>關</del>して優れた識見を有する者の中から、知事が任命する。</p> <p>2・3 省略 (庶務)</p> <p><b>第11条</b> 審議会の庶務は、総務部において総括し、及び処理する。ただし、他部の所管に属する公益法人_____に係るものについては、当該公益法人_____を所管する部において処理する。</p>

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### ○愛媛県条例第42号

愛媛県公告式条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年12月23日

愛媛県知事 中村時広

#### 愛媛県公告式条例の一部を改正する条例

愛媛県公告式条例（昭和25年愛媛県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(条例の公布)</p> <p><b>第2条</b> 条例を公布しようとするときは、公布の年月日を記入し、知事が署名（地方自治法第16条第4項の署名に代わる措置を含む。）をしなければならない。</p> <p>2 省略 (規則の公布等)</p> <p><b>第3条</b> 規則及び知事の定める規程を公布し、又は公表しようとするときは、公布又は公表の年月日及び知事名を記入しなければ_____ならない。</p>	<p>(条例の公布)</p> <p><b>第2条</b> 条例は、公布の年月日を記入し、知事が署名して同日公布する。</p> <p>2 省略 (規則の公布等)</p> <p><b>第3条</b> 規則及び知事の定める規程を公布し、又は公表しようとするときは、公布又は公表の年月日及び知事名を記入して知事印を押さなければならない。</p>

<p>2 省略 (その他の規則及び規程の公表)</p> <p><b>第4条</b> 第2条第2項及び前条第1項の規定は、議会の会議規則、傍聴規則_____その他県の機関(知事及び教育委員会を除く。)の定める規則及び規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同項中「知事名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と読み替えるものとする。</p> <p>(規則等の施行期日)</p> <p><b>第5条</b> 第3条第1項及び前条の規則又は規程は、それぞれ当該規則又は規程で特に施行期日を定めることができる。</p>	<p>2 省略 (その他の規則及び規程の公表)</p> <p><b>第4条</b> 第2条_____の規定は、議会の会議規則、傍聴人取締規則_____その他県の機関_____の定める規則_____で公表を要するものに準用する。この場合において、同条中「知事_____」とあるのは、「当該機関_____又は当該機関を代表する者_____」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前条の規定は、県の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「知事名」とあるのは「当該機関名」と、「知事印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。</p> <p>(規則等の施行期日)</p> <p><b>第5条</b> 規則又は県の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程で特に施行期日を定めることができる。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

-----

**○愛媛県条例第43号**

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年12月23日

愛媛県知事 中村時広

**愛媛県手数料条例の一部を改正する条例**

愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料の納付時期)	(手数料の納付時期)
<b>第3条</b> 前条に規定する手数料(以下「手数料」という。)は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時期に納付しなければならない。	<b>第3条</b> 前条に規定する手数料(以下「手数料」という。)は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時期に納付しなければならない。
(1)・(2) 省略	(1)・(2) 省略
(3) 別表6の表1の項、2の項、 <u>52の2の項</u> 、65の項及び66の項に掲げる手数料 写しの交付の際	(3) 别表6の表1の項、2の項_____、65の項及び66の項に掲げる手数料 写しの交付の際
(4)・(5) 省略	(4)・(5) 省略
(指定試験機関等への納入)	(指定試験機関等への納入)
<b>第7条</b> 法律の規定に基づき知事が別表1の表20の項、26の項、35の項、51の項、52の項若しくは84の項、別表2の表1の項、1の2の項、 <u>69の項</u> 、104の2の項から104の4の項まで、104の8の項若しくは104の10の項、別表5の表7の項、47の項から49の項まで若しくは64の項又は別表6の表16の項若しくは32の項に掲げる事務を行わせることとした者(以下「指定試験機関等」という。)が行う当該各項に規定する試験、分析、研修、登録又は交付(以下「試験等」という。)を受けようとする者は、当該各項に定める手数料を当該試験等を行う指定試験機関等に納入しなければならない。この場合において、第3条から前条までの規定は適用せず、手数料の納入の方法その他手数料の納入に関し必要な事項は、当該指定試験機関等の定めるところによる。	<b>第7条</b> 法律の規定に基づき知事が別表1の表20の項、26の項、35の項、51の項、52の項若しくは84の項、別表2の表1の項、1の2の項_____、104の2の項から104の4の項まで、104の8の項若しくは104の10の項、別表5の表7の項、47の項から49の項まで若しくは64の項又は別表6の表16の項若しくは32の項に掲げる事務を行わせることとした者(以下「指定試験機関等」という。)が行う当該各項に規定する試験、分析、研修、登録又は交付(以下「試験等」という。)を受けようとする者は、当該各項に定める手数料を当該試験等を行う指定試験機関等に納入しなければならない。この場合において、第3条から前条までの規定は適用せず、手数料の納入の方法その他手数料の納入に関し必要な事項は、当該指定試験機関等の定めるところによる。
2・3 省略	2・3 省略
<b>別表</b> (第2条—第4条、第7条関係)	<b>別表</b> (第2条—第4条、第7条関係)
1 省略	1 省略
2 保健福祉関係事務手数料	2 保健福祉関係事務手数料

事務	名称	金額
1~68 省略		
69 調理師法 第3条の2 第1項の規定に基づく 調理師試験 の実施	調理師 試験手 数料	6,400円
70~113 省略		
備考 省略		

3~5 省略

6 その他の手数料

事務	名称	金額
1 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第1項の規定に基づく少額領収書等の写しに係る写しの交付	少額領収書等の写しの交付手数料	次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 省略 (2) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この項、 <u>2の項及び52の2の項</u> において同じ。）を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき60円に少額領収書等の写しが用紙の両面に複写されている場合にあっては、片面を1枚とする。以下この項において同じ。）ごとに10円を加えた額 (3) 省略
2~52 省略		
52の2 政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定に基づく都道府県提出文書の写しの交付	都道府県提出文書の写しの交付手数料	次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 都道府県提出文書を複写機により用紙に白黒で複写したものの交付 交付する用紙1枚（用紙の両面に複写する場合にあっては、片面を1枚とする。）につき10円 (2) 都道府県提出文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき60円に都道府県提出文書1

事務	名称	金額
1~68 省略		
69 調理師法 第3条の2 第1項の規定に基づく 調理師試験 の実施	調理師 試験手 数料	6,100円
70~113 省略		
備考 省略		

3~5 省略

6 その他の手数料

事務	名称	金額
1 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第1項の規定に基づく少額領収書等の写しに係る写しの交付	少額領収書等の写しの交付手数料	次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 省略 (2) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この項及び2の項において同じ。）を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき60円に少額領収書等の写しが用紙の両面に複写されている場合にあっては、片面を1枚とする。以下この項において同じ。）ごとに10円を加えた額 (3) 省略
2~52 省略		

		<u>枚（都道府県提出文書が用紙の両面に記載されている場合にあっては、片面を1枚とする。以下この項において同じ。）ごとに10円を加えた額</u> <u>(3) 都道府県提出文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき70円に都道府県提出文書1枚ごとに10円を加えた額</u>		
53~66 省略			53~66 省略	
備考 省略		備考 省略		

**附 則**

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条第3号及び別表6の表の改正規定は、同年1月1日から施行する。

**○愛媛県条例第44号**

住民基本台帳法施行条例及び愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年12月23日

愛媛県知事 中村時広

**住民基本台帳法施行条例及び愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例**

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

**第1条** 住民基本台帳法施行条例（平成14年愛媛県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>別表第1</b> (第2条関係)	<b>別表第1</b> (第2条関係)
<u>1 省略</u> <u>2 省略</u> <u>3 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号）別表第1の1の項_____に掲げる事務</u>	<u>1 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当で誤払い又は過渡しとなったものの返納の請求に関する事務であって規則で定めるもの</u> <u>2 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の償還金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u> <u>3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）による同省令第41条（同省令第46条、第50条、第54条、第63条第1項及び第70条第1項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であって規則で定めるもの</u> <u>4 省略</u> <u>5 愛媛県奨学資金貸与条例（昭和36年愛媛県条例第6号）による奨学金の返還金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u> <u>6 愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号）による県立病院の料金で未収のものの徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u> <u>7 省略</u> <u>8 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号）別表第1の1の項及び2の項に掲げる事務</u>

4 省略

別表第2（第3条関係）

知事以外の執行機関	事務
教育委員会	愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の <u>2の項及び3の項</u> に掲げる事務
省略	

9 省略

別表第2（第3条関係）

知事以外の執行機関	事務
教育委員会	愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の <u>3の項及び4の項</u> に掲げる事務
監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるもの
省略	

**第2条** 住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<b>別表第1（第2条関係）</b> 1・2 省略  <u>3</u> 省略 <b>別表第2（第3条関係）</b>	<b>別表第1（第2条関係）</b> 1・2 省略 3 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号）別表第1の <u>1の項及び2の項</u> に掲げる事務 <u>4</u> 省略 <b>別表第2（第3条関係）</b>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事以外の執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会</td> <td>愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号）別表第1の<u>1の項及び2の項</u>に掲げる事務</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	知事以外の執行機関	事務	教育委員会	愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号）別表第1の <u>1の項及び2の項</u> に掲げる事務	省略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事以外の執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会</td> <td>愛媛県個人番号の利用に関する条例_____別表第1の<u>2の項及び3の項</u>に掲げる事務</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	知事以外の執行機関	事務	教育委員会	愛媛県個人番号の利用に関する条例_____別表第1の <u>2の項及び3の項</u> に掲げる事務	省略	
知事以外の執行機関	事務												
教育委員会	愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号）別表第1の <u>1の項及び2の項</u> に掲げる事務												
省略													
知事以外の執行機関	事務												
教育委員会	愛媛県個人番号の利用に関する条例_____別表第1の <u>2の項及び3の項</u> に掲げる事務												
省略													

(愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部改正)

**第3条** 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>別表第1（第1条関係）</b> 執行機関 事務 1 省略  <u>2</u> 省略 <u>3</u> 省略 <u>4</u> 省略  <b>別表第2（第1条関係）</b> 執行機関 事務 特定個人情報 1 省略	<b>別表第1（第1条関係）</b> 執行機関 事務 1 省略 2 知事 20歳未満の者を扶養している者（配偶者のない者に限る。）に対する高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に係る給付金（以下「高卒認定試験給付金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの 3 省略 4 省略 5 省略  <b>別表第2（第1条関係）</b> 執行機関 事務 特定個人情報 1 省略

2 省略				
3 省略				
4 省略				

**第4条 愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。**

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表第1 (第1条関係)</b>		<b>別表第1 (第1条関係)</b>	
執行機関	事務	執行機関	事務
		1 知事	<u>先天性血液凝固因子障害等の治療のため必要な医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>
1 省略		2 省略	
2 省略		3 省略	
3 省略		4 省略	

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和9年3月31日までの間において規則で定める日から施行する。

**○愛媛県条例第45号**

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年12月23日

愛媛県知事 中村時広

**愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表 (第2条関係)</b>		<b>別表 (第2条関係)</b>	
事務	市町	事務	市町
1～13 省略		1～13 省略	
14 医療法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（第19号から第40号まで及び第48号の2から第52号までの事務については、2以上の市町村（特別区を含む。）の区域において病院、診療所、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものを除く。） (1) 法第6条の3第1項の規定に基づく <u>病院等</u> に関する情報の報告の受理に関する事務	保健所を設置する市	14 医療法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（第19号から第40号まで及び第48号の2から第52号までの事務については、2以上の市町村（特別区を含む。）の区域において病院、診療所、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものを除く。） (1) 法第6条の3第1項の規定に基づく <u>診療所及び助産所</u> に関する情報の報告の受理に関する事務	保健所を設置する市

(1)の2 法第6条の3第2項の規定に基づく病院等に関する情報の変更の報告の受理に関する事務

(1)の3 法第6条の3第4項の規定に基づく病院等に関する情報の報告内容の確認に係る情報提供の要求に関する事務

(1)の4 法第6条の3第5項の規定に基づく病院等に関する情報の報告内容の厚生労働大臣への報告及び公表に関する事務

(1)の5 法第6条の3第8項の規定に基づく病院等に関する情報の報告等の命令に関する事務

(1)の6 省略

(2)～(18) 省略

(18)の2 法第30条の18の4第1項の規定に基づくかかりつけ医機能に係る事項の報告の受理に関する事務

(18)の3 法第30条の18の4第2項の規定に基づくかかりつけ医機能報告対象病院等の体制の確認に関する事務

(18)の4 法第30条の18の4第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づくかかりつけ医機能報告対象病院等の体制の確認結果の関係者との協議の場への報告及び公表に関する事務

(18)の5 法第30条の18の4第4項の規定に基づくかかりつけ医機能報告対象病院等の体制の変更の報告の受理及び当該報告に係る体制の確認に関する事務

(18)の6 法第30条の18の4第6項の規定に基づくかかりつけ医機能に係る事項等の報告等の命令に関する事務

(18)の7 法第30条の18の4第7項において準用する法第30条の13第3項の規定に基づくかかりつけ医機能に係る事項等の報告内容の確認に係る情報提供の要求に関する事務

(18)の8 法第30条の18の4第7項において準用する法第30条の13第4項の規定に基づくかかりつけ医機能に係る事項等の公表に関する事務

(18)の9 法第30条の18の4第7項において準用する法第30条の13第6項の規定に基づく命令に従わなかった旨の公表に関する事務

(19)～(52) 省略

14の2～62 省略

(1)の2 法第6条の3第2項の規定に基づく診療所及び助産所に関する情報の変更の報告の受理に関する事務

(1)の3 法第6条の3第4項の規定に基づく診療所及び助産所に関する情報の報告内容の確認に係る情報提供の要求に関する事務

(1)の4 法第6条の3第8項の規定に基づく診療所及び助産所に関する情報の報告等の命令に関する事務

(1)の5 省略

(2)～(18) 省略

(19)～(52) 省略

14の2～62 省略

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### ○愛媛県条例第46号

教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年12月23日

愛媛県知事 中村時広

**教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例**

(教育職員の給与に関する条例の一部改正)

**第1条** 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給料) <b>第3条</b> 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、へき地手当（第12条の3に規定する手当を含む。第18条において同じ。）、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。第18条において同じ。）、 <u>超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、定期制通信教育手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、期末手当及び勤勉手当</u> を除いたものとする。	(給料) <b>第3条</b> 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、へき地手当（第12条の3に規定する手当を含む。第18条において同じ。）、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。第18条において同じ。） _____、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、定期制通信教育手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。
2 省略 (超過勤務手当) <b>第15条</b> 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項に規定する指導改善研修被認定者である教育職員（以下「指導改善研修被認定教育職員」という。）の超過勤務手当については、一般職員の例による。	2 省略 <b>第15条</b> 削除
<b>第16条</b> 省略 (休日給) <b>第16条の2</b> 指導改善研修被認定教育職員の休日給については、一般職員の例による。 (夜勤手当) <b>第16条の3</b> 指導改善研修被認定教育職員の夜勤手当については、一般職員の例による。 (義務教育等教員特別手当) <b>第17条の6</b> 省略 2 義務教育等教員特別手当の月額は、 <u>8,600円</u> を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務教育職員にあつては、職務の級）の別に応じ、かつ、前項の教育職員が分掌する次の校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定める。 (1) 学級（特別支援学校の小学部及び中学部の学級並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級を除く。）を担任する業務 (2) 前号に掲げるもの以外の校務 3・4 省略 <b>別表第1</b> （第4条関係）	<b>第16条</b> 省略 (義務教育等教員特別手当) <b>第17条の6</b> 省略 2 義務教育等教員特別手当の月額は、 <u>8,000円</u> を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務教育職員にあつては、職務の級）の別に応じて _____、人事委員会規則で定める。 3・4 省略 <b>別表第1</b> （第4条関係）
中学校・小学校教育職員給料表 省略 備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に <u>11,571円</u> をそれぞれ加算した額とし、 <u>その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に4,024円をそれぞれ加算した額</u> とする。	中学校・小学校教育職員給料表 省略 備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に <u>7,546円</u> をそれぞれ加算した額 _____とする。
<b>別表第2</b> （第4条関係） 高等学校等教育職員給料表	<b>別表第2</b> （第4条関係） 高等学校等教育職員給料表

省略

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,571円をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に3,823円をそれぞれ加算した額とする。

省略

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,747円をそれぞれ加算した額\_\_\_\_\_とする。

(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正)

**第2条** 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>第10条の2</b> 省略 <u>(超勤代休時間)</u>	<b>第10条の2</b> 省略
<b>第10条の3</b> 任命権者は、教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）第15条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第14条第4項の規定により超過勤務手当を支給すべき教育職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等（休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。 <u>2</u> 前項の規定により超勤代休時間を指定された教育職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。	<b>第10条の3</b> 任命権者は、教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）第15条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第14条第4項の規定により超過勤務手当を支給すべき教育職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等（休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。 <u>2</u> 前項の規定により超勤代休時間を指定された教育職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(教育職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部改正)

**第3条** 教育職員の特殊勤務手当等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特殊勤務手当の区分) <b>第2条</b> 特殊勤務手当は、次のとおりとする。 (1)～(2)の2 省略 <u>(3) 削除</u> (3)の2～(5) 省略 <u>(教員特殊業務手当)</u>	(特殊勤務手当の区分) <b>第2条</b> 特殊勤務手当は、次のとおりとする。 (1)～(2)の2 省略 <u>(3) 多学年学級担当手当</u> (3)の2～(5) 省略 <u>(教員特殊業務手当)</u>
<b>第6条の3</b> 前条の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額を超えて支給してはならない。 (1) <u>前条第1号</u> に規定する業務 8,000円 <u>(2) 削除</u> (3)～(6) 省略 <u>2 省略</u>	<b>第6条の3</b> 前条の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額を超えて支給してはならない。 (1) <u>前条第1号ア</u> に規定する業務 8,000円 <u>(2) 前条第1号イ及びウに規定する業務 7,500円</u> (3)～(6) 省略 <u>2 省略</u> <u>(多学年学級担当手当)</u>
<u><b>第7条 削除</b></u>	<b>第7条</b> 多学年学級担当手当は、教育職員のうち人事委員会の定める教育職員が2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導に従事した場合に支給する。
<u><b>第8条 削除</b></u>	<b>第8条</b> 前条に規定する手当の額は、授業又は指導に従事した日1日につき290円を超えて支給してはならない。

(教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

**第4条** 教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(教職調整額の支給) <b>第3条</b> 教育職員のうち、その属する職務の級が教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号。以下「給与条例」という。）別表第1又は別表第2の給料表の1級、2級又は特2級である者（特別措置法第3条第1項に規定する指導改善研修被認定者（以下「指導改善研修被認定者」という。）を除く。）には、その者の給料月額の <u>100分の10</u> に相当する額の教職調整額を支給する。	(教職調整額の支給) <b>第3条</b> 教育職員のうち、その属する職務の級が教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号。以下「給与条例」という。）別表第1又は別表第2の給料表の1級、2級又は特2級である者_____には、その者の給料月額の <u>100分の4</u> に相当する額の教職調整額を支給する。
2 省略 (時間外勤務等)	2 省略 (時間外勤務等)
<b>第5条</b> 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号。以下「勤務時間等条例」という。）第10条の2の規定により、教育職員（管理職手当を受ける者を除く。_____）を勤務させる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であつて臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。 (1)～(4) 省略	<b>第5条</b> 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号。以下「勤務時間等条例」という。）第10条の2の規定により、教育職員（管理職手当を受ける者を除く。第9条において同じ。）を勤務させる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であつて臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。 (1)～(4) 省略
2 勤務時間等条例第10条の2の規定により、指導改善研修被認定者を勤務させる場合は、前項の規定にかかわらず、災害その他避けることのできない事由によつて臨時の必要がある場合に限るものとする。 (勤務することを要しない時間の指定)	(勤務することを要しない時間の指定) <b>第8条</b> 省略
<b>第8条</b> 省略 2 前項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員は、当該時間において、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、前条第1項の規定により割り振られた勤務時間においても勤務することを要しない。この場合において、指定された勤務することを要しない時間における勤務は、第5条の時間外勤務とみなし、当該時間に教育職員を勤務させる場合は、 <u>教育職員（指導改善研修被認定者を除く。）</u> にあつては同条第1項に掲げる業務に従事する場合であつて臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに、 <u>指導改善研修被認定者にあつては災害その他避けることのできない事由によつて臨時の必要がある場合に限るものとする。</u>	2 前項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員は、当該時間において、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、前条第1項の規定により割り振られた勤務時間においても勤務することを要しない。この場合において、指定された勤務することを要しない時間における勤務は、第5条の時間外勤務とみなし、当該時間に教育職員を勤務させる場合は、 <u>同条</u> に掲げる業務に従事する場合であつて臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに_____限るものとする。
3 省略 (休日等に勤務させた場合の代休)	3 省略 (休日等に勤務させた場合の代休)
<b>第9条</b> 任命権者は、第5条第1項の規定により勤務時間等条例第3条第1項に規定する休日に教育職員（管理職手当を受ける者及び指導改善研修被認定者を除く。以下この条において同じ。）を勤務させた場合（勤務時間等条例第3条の2第1項の規定により当該休日に代わる代休日を指定し、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務させた場合を除く。）又は前条第2項の規定により同条第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間に教育職員を勤務させた場合には、勤務させた正規の勤務時間に相当する時間の有給休暇を当該勤務させた日から起算して7日を超えない日において与えなければならない。	<b>第9条</b> 任命権者は、第5条_____の規定により勤務時間等条例第3条第1項に規定する休日に教育職員_____を勤務させた場合（勤務時間等条例第3条の2第1項の規定により当該休日に代わる代休日を指定し、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務させた場合を除く。）又は前条第2項の規定により同条第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間に教育職員を勤務させた場合には、勤務させた正規の勤務時間に相当する時間の有給休暇を当該勤務させた日から起算して7日を超えない日において与えなければならない。
附 則	附 則
4 省略	4 省略

(令和12年12月31日までの間における教職調整額に関する経過措置)

5 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の5</u>
令和9年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の6</u>
令和10年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の7</u>
令和11年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の8</u>
令和12年1月1日から同年12月31日まで	<u>100分の9</u>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第5条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員の給与に関する条例等の適用除外等) <b>第8条</b> 職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第3条、第4条、第7条、第8条、第9条の5、第18条の2及び第18条の4の規定、教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）第4条から第7条まで、第7条の2第1項、第8条、第10条、第10条の2、 <u>第15条、第16条の2、第16条の3</u> 及び第17条の3から第17条の6までの規定並びに農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する県立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する条例（昭和33年愛媛県条例第2号）の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2～4 省略	(職員の給与に関する条例等の適用除外等) <b>第8条</b> 職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第3条、第4条、第7条、第8条、第9条の5、第18条の2及び第18条の4の規定、教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）第4条から第7条まで、第7条の2第1項、第8条、第10条、第10条の2 _____及び第17条の3から第17条の6までの規定並びに農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する県立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する条例（昭和33年愛媛県条例第2号）の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2～4 省略
(愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)	

**第6条** 愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
(愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用) <b>第4条</b> 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第13号）第4条第1項から第3項まで、第5項及び第6項の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	(愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用) <b>第4条</b> 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第13号）第4条第1項から第3項まで、第5項及び第6項の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。												
<table border="1"> <tr> <td>第4条第1項</td> <td>当該児童福祉施設の入所者及び利用者（以下「入所者等」という。）</td> <td>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児（以下「園児」という。）</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	第4条第1項	当該児童福祉施設の入所者及び利用者（以下「入所者等」という。）	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児（以下「園児」という。）	省略			<table border="1"> <tr> <td>第4条第1項</td> <td>当該児童福祉施設の入所者及び利用者（以下「入所者等」という。）</td> <td>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	第4条第1項	当該児童福祉施設の入所者及び利用者（以下「入所者等」という。）	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）	省略		
第4条第1項	当該児童福祉施設の入所者及び利用者（以下「入所者等」という。）	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児（以下「園児」という。）											
省略													
第4条第1項	当該児童福祉施設の入所者及び利用者（以下「入所者等」という。）	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）											
省略													

**附 則**

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって同日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び教職調整額の支給並びに第2条の規定による改正後の教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（以下「新勤務時間等条例」という。）第10条の3第1項に規定する超勤代休時間の指定については、第1条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例第15条、第16条の2及び第16条の3、新勤務時間等条例第10条の3並びに第4条の規定による改正後の教育職員の給与等に関する特別措置条例第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。